「防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金」申請から交付までの流れ

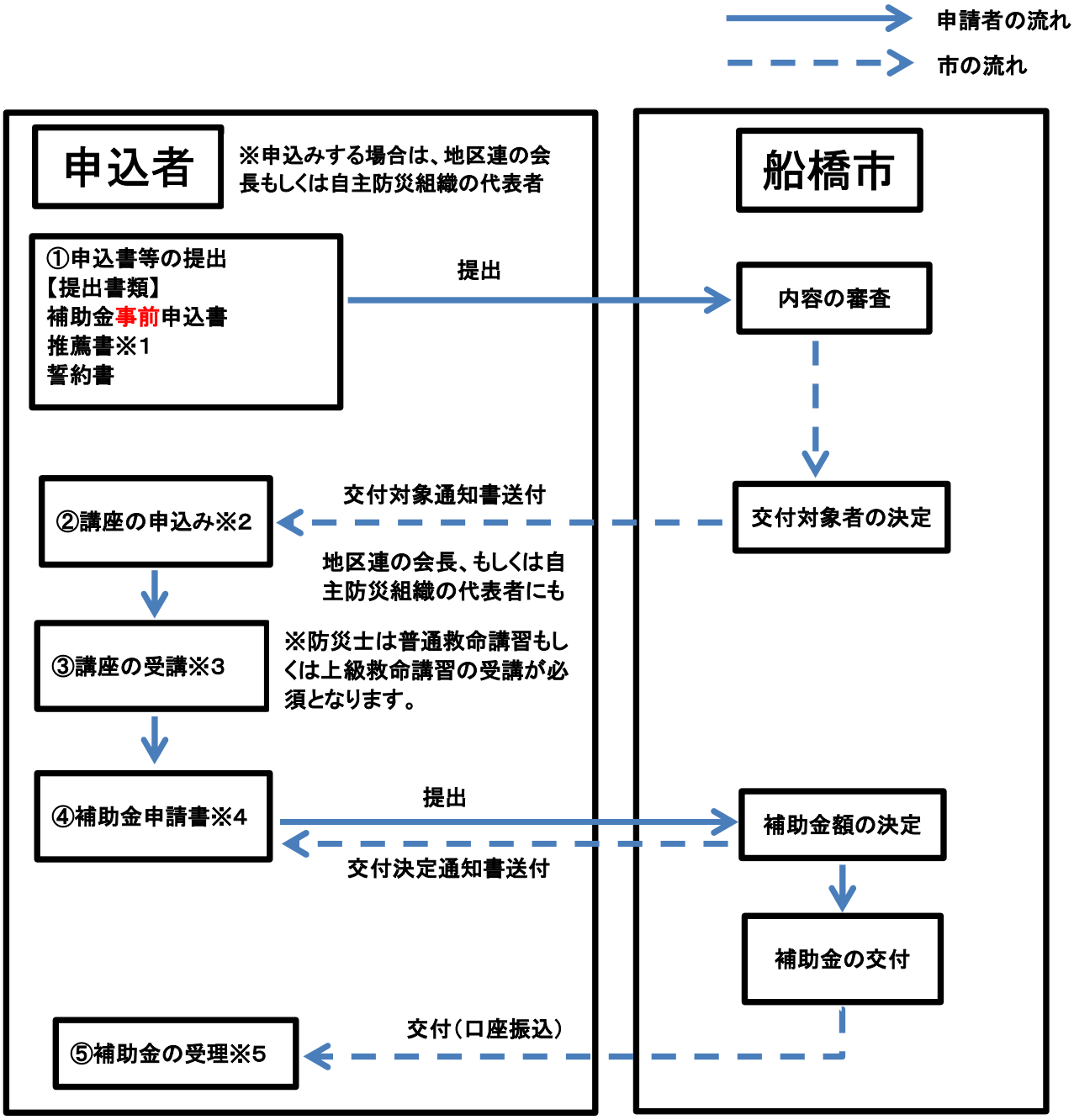

※1　必ず地区連の会長もしくは自主防災組織の代表者の推薦を受けてください。
※2　受講の方法や講座の開催状況・空き状況等は、各講座の実施機関に確認してください。
※3　認定を受けられなかった場合には、補助金を交付できません。（防災士の場合、再試験制度があります。）
※4　【提出書類】
　　◇防災士：防災士認証状の写し、講座受講料・資格取得試験料・認証登録料の領収書の写し
　　◇災害救援ボランティア：災害救援ボランティアセーフティリーダー認定証の写し、講座受講料領収書の写し
※5　口座への振込は、請求書の提出から1～2か月程かかりますので、ご了承ください。
※6　受講後に事前審査申込書を提出する場合は、人数の受講上限などで交付することが出来ない場合があります。
　　必ず、受講前に事前審査申込書を提出するようお願いいたします。

船橋市　市長公室　危機管理課
電話：047（436）2039
FAX：047（436）2034